

死刑廃止ニュース

死刑に関する事件と世界的な廃止への動きの概要

2006年5月

AI Index:ACT53/002/2006

フィリピンで大量減刑

4月15日、アロヨ大統領はすべての死刑判決を終身刑に減刑した。この歴史上最大規模の減刑で、少なくとも1230人の生命が救われた。

1993年の法律で死刑が復活したが、この法律を廃止する法案が現在国会で審議されている。4月19日に大統領がこの法案の審議を優先させるとしたため、死刑の全面廃止の期待が大きく高まった。

1987年、フィリピンは現代のアジアで初めての全面死刑廃止国となった。しかし1993年末に死刑が復活し、1999年には23年ぶりに執行が再開された。2000年にエストラダ前大統領が執行停止を宣言し、アロヨ大統領も任期中執行停止を継続していた。

世界中に2万人の死刑囚

4月20日、アムネスティは2005年の死刑に関する年次統計を発表した。これによると、22カ国で少なくとも2148人が処刑され、53カ国で少なくとも5186人が死刑判決を受けた。これは判明している総数で、実際はこれよりもはるかに多いことは間違いない。

ここ数年間と同様、昨年も、死刑を執行した国はほんのわずかであった。判明している処刑のうち94パーセントは、中国、イラン、サウジアラビア、米国で行なわれた。

入手可能な公式の報告書からアムネスティが推定したところによれば、中国では昨年少なくとも1770人が処刑されたと見られるが、実際の数字ははるかに多いと思われる。先日、中国の法律専門家が、「地方の役人や判事から得た情報によれば、執行された人はおよそ8000人である」と言ったという。しかし死刑の適用に関する国の公式統計は国家機密として極秘にされている。

イランでは少なくとも94人、サウジアラビアでは少なくとも86人が処刑された。米国では60件の執行があった。

世界の死刑囚の人数を把握することは困難であるが、人権団体やメディア報道、入手可能な公式の数字などの情報に基づいて、アムネスティは1万9474人から2万4546

人の死刑囚がいると推定している。

国連人権理事会の理事国が選ばれる

5月9日、国連総会において、国連人権委員会にかわる新しい組織である国連人権理事会の理事国47カ国が選ばれた。アナン事務総長は、国連の全加盟国191カ国が投票に参加したと述べたが、これは、「高い人権基準を守るための重要な活動を新たに開始することへの決意が広く共有されている」ことの表れである。

国連総会が圧倒的多数で賛成した人権理事会の理事国となるための初選挙では、当選するために96票が必要とされた。全ての候補国は、人権の擁護と促進（例えば人権条約を批准する、国連独立専門家（特別報告者）を招聘する、国内規定を強化する）を求められた。

65カ国が立候補した。47の理事国は5つの地域グループから成る。将来的には、理事国の任期は3年となるが、初回である今回は、理事国のうち3分の1は任期1年、3分の1が2年、残りの3分の1は3年となる。

人権理事会は3月15日、国連総会決議60/251の採択によって設置された。この決議は、賛成170、反対4、棄権3で可決された。

人権理事会の責務は、理事国をはじめとする全加盟国の人権に関する記録を定期的に見直すことである。会合は少なくとも年に3回開催される予定で、初回はジュネーブにおいて2006年6月19日から30日に開かれる。

バハマ、枢密院が絶対的死刑を廃止

英連邦加盟国である英語圏カリブ海諸国の最高裁判所にあたる枢密院司法委員会（ロンドンに設置）は、3月8日、絶対刑としての死刑適用はバハマの憲法に違反すると裁定した。

この画期的な判断によって、判事は個々のケースについて情状酌量の状況を考慮する裁量が与えられ、バハマが国際基準に沿うことになった。超法規的、即決あるいは恣意的処刑に関する国連特別報告者は「より軽い刑罰を受ける可能性が絶対がないという絶対刑としての死刑は、残虐、非人道的または品位を傷つける処遇または処罰の禁止に違反する」と述べた。

この裁定が出された事件は、フォレスト・ボウ・ジュニアとトロノ・デイビスの上訴事件で、二人は殺人で死刑判決を言い渡され、前者は6年間、後者は8年間、バハマのフォックスヒル刑務所に収容されていた。

1973年以降、バハマでは16人が処刑された。ここ10年間では6人が処刑されている。最近では、2000年1月に執行があった。

パキスタンの部族地域で国際法違反の処刑

3月26日、南ワジリスタンのティアルザでハヤトラ・グルが処刑された。執行命令を出したのは、パキスタンのメディアが「地方タリバン」と呼ぶシューラ（評議会）だった。ハヤトラ・グルは、約2週間前に殺害したとされるタクシー運転手の父親に射殺された。「裁判」はわずか数時間で終了した。

被告人には弁護士もつけられず、有罪判決や量刑に対する異議申し立てもできなかった。グルは有罪を認め、被害者の遺族に許しを請うたが、受け容れられなかった。

パキスタンでは、グルの処刑は「シャリア法に基づく地元タリバンの裁き」であると受け止められている。タリバンとされる人びとが、パキスタンの部族地域で支配力を固め、警察と司法の機能を持っていると考えられている。

しかし、グルはパキスタンの部族地域において刑事犯罪で起訴された人に与えられる最低限の法的保障さえも与えられなかったと思われる。グルは、正式に構成されたジルガ（非公式の評議会）にもかけられず、南ワジリスタンの政務官にも判断が委ねられなかった。もし辺境犯罪法が適用されていたら死刑は言い渡されなかった。この法律には死刑がない。

イランがまたも子ども犯罪者に死刑執行

5月13日、ロレスタン州の州都ホラマバードで、17歳と20歳の少年が絞首刑に処せられた。名前はわかっていない。報道によれば、彼らは12歳の少年に対する強かん殺人で特別審理を受け死刑判決を言い渡されたという。

事実上すべての政府が、18歳未満の未成年が行なった犯罪について死刑を執行することを国際法違反としている。この10年間、子ども犯罪者の処刑はほぼ廃止され、ほんのわずかな国ぐにで行なわれているにすぎない。2005年にはイランだけとなった。

4月19日、10人の男性がテヘランのエヴィン刑務所で処刑された。全員が殺人罪だった。

ソマリア、即決裁判による命令で、父親を殺害された子どもが公開の死刑を執行

5月2日、モガディシュでオマル・フセインが公開処刑された。彼は布をかぶせられて柱に縛り付けられ、被害者とされる人の16歳の息子に刺殺された。その数時間前に、シャリア法廷により死刑判決が出た。ソマリアのシャリア法廷では、弁護人をつける権利も上訴する権利も認められていない。

被害者の遺族が金銭による償い（ディヤ）を拒否したため、シャリア法に基づく報復

刑（キサース刑、例えば「目には目を」など）が適用された。ソマリアではこのような報復処刑は初めてであり、慣習法においても例がない。またこのような処刑はソマリアの以前の刑法にも違反する。以前の刑法は、国の裁判所での裁判手続の基本となるものである。

とくに懸念されるのは、裁判所が 18 歳未満の子どもを死刑執行に利用することである。家族によれば、被害者の息子であるこの少年は、オマル・フセインの頭や首を繰り返し刺したという。この公開処刑を見るために多くの人びとが集まったが、フセインのひどい様子に、中には気を失う人もいたという。遺体は、家族が引き取りに来るまでそのままさらされた。



© Shabelle Media Network フセインの処刑

ソマリアは 1991 年以降崩壊している。ケニアでの 2 年間にわたる和平交渉の後、2004 年末に暫定連合政府が成立したが、今もまだ国のどの地域も統制できていない。法の支配も国としての司法制度もない。近年、イスラム法の裁判所や民兵による死刑判決と執行があったが、死刑判決のほとんどは、被害者と加害者の親族の話し合いにより慣習法に従って賠償で代替されている。

中国、死刑判決に関する身柄引渡し条約を批准

中国はスペインとの身柄引渡し条約を批准した。胡錦濤国家主席は昨年 11 月、マドリードにおいてこの条約に署名していた。4 月 29 日付けの新華社通信の報道によれば、この条約には「送還された犯罪者を処刑しないという前例のない誓約」が盛り込まれているという。報道は、1978 年に中国で行なわれた経済改革以後、起訴されないように海外へ逃亡した腐敗官僚が横領した数十億米ドルを取り返すことについての中国の懸念に焦点を当てている。中国では、脱税や収賄などの経済犯罪に死刑が適用されるため、諸外国は送還すれば処刑されるおそれがある中国人の送還を拒んでいた。

中国：臓器移植に関する新規定

3 月 28 日、中国の衛生部は 2006 年 7 月 1 日に施行予定の新しい臓器移植法を発表した。新法では臓器の売買を禁止し、文書によるドナーの同意がある場合のみ、臓器を摘出できる点を強調している。しかし、臓器移植の専門家である武漢の陳忠華教授ら医療関係者は、新法が生体移植についての指針を示していないことや臓器の提供者などの主要な問題に触れていないことを批判している。

処刑された囚人から臓器を摘出することは、数年前に保健衛生部門が事実上民営化さ

れてから中国では広く行なわれており利益も大きかった。移植される臓器のほぼ 99 パーセントが、処刑された囚人のものであると推定される。国際的な医療基準では、臓器移植は、ドナーが自発的に、自由意思で、十分に説明を受けた上で同意した場合にのみ行なうことができるかとされている。いつ処刑されるかわからないという精神的圧迫に直面している人びとに、このような同意ができるとは思えない。中国での死刑適用についてはわからないことが多く、臓器移植についてのドナーの同意についても確認は困難である。

ベトナム：死刑の適用範囲が縮小される見通し

公安省は 2 月、死刑相当犯罪を 29 から 20 に減らす法案を中央司法改革委員会に提出した。死刑を適用されなくなる罪は主に脱税、横領、贈収賄、偽造などの経済犯罪である。公安省法務局のダン・アン副局長は、「死刑相当犯罪を減らすことは、諸国の一般的な傾向に沿うものとなる。ベトナムも、世界の流れに逆らうべきではない」と述べた。

ベトナムでは 1999 年に死刑相当犯罪を 44 から 29 に減らした。3 月、チャン・ドク・ルオン国家主席はオーストラリア政府の要請を受けて、薬物売買で死刑判決を受けた 2 人のオーストラリア人（グウェン・ヴァン・チンとマイ・コン・タン）を減刑した。その一方で 3 月 21 日、ホーチミン市税務局薬物対策部のフン・ロン・タット元部長が処刑された。彼は 7000 万米ドル相当の密輸品を受け取った罪で 1999 年 4 月に死刑判決を受けていた。

ベトナムでは 2005 年に 21 人が処刑されたことがわかっている。また少なくとも 65 人が死刑判決を受けた。実際の数字ははるかに多いと考えられる。

韓国で死刑廃止法案審議中

2 月、法務省は「人権保護の見地に立った刑事司法制度改革」を行なうとし、「死刑の廃止について詳細に検討する」と発表した。法務省は死刑の廃止が社会および犯罪発生率にどのような影響を及ぼすかについての研究を委託した。国会はここ数年間、死刑を廃止しようとして果たせずにはいたが、法務省が死刑廃止を支持することは、決定的に重要な意味を持つ。

4 月、国会の法制司法委員会は、死刑廃止特別法案の審議の一部として公聴会を開いた。法案が成立するためには法司委の賛成が必要で、その後、国会に送られて最後の採決が行なわれる。国会議員の過半数は死刑廃止を支持している。

韓国では 1948 年の建国以降、900 人を超える人びとが処刑された。1998 年以降、執行はない。

米国のニュース

123 人目の無罪

ジョン・バラードは 1999 年に 2 人を殺害した罪で 2003 年にフロリダ州で死刑判決を受けたが、フロリダ州最高裁は 2 月、バラードの有罪判決を覆した。最高裁は、バラードの有罪の証拠は法的に不十分だとして、審理した法廷に彼の無罪釈放を命じた。バラードは、死刑判決を受けた後で無罪が判明して釈放された人としては、1973 年以降、フロリダ州で 22 人目（全国で最多）、全国で 123 人目となった。

ニュージャージー州で執行停止

1 月、ニュージャージー州のコーディー知事は死刑の執行を停止する法律に署名した。同州の死刑に関するあらゆる側面を研究する 13 名で構成される委員会が設置され、2006 年 11 月 15 日までに調査報告と勧告を出すことになった。

精神病者と死刑

2 月 27 日、ペンシルバニア州のマイケル・コナハン判事が、ジョージ・バンクスの精神状態は死刑執行には不相当であると判断した。同判事は、バンクスは「長期にわたる妄想で死刑判決の理由や意味を理解できなくなっている」と結論づけた。州は州最高裁に上訴した。

2 月、サウスカロライナ州最高裁は、ヒューズ死刑囚には再審請求を取り下げる能力がないと判断した。裁判所は、ヒューズ死刑囚は再審手続を理解せず、その権利を放棄しようとしていると裁定した。

これらの 2 つのケースはアムネスティ・インターナショナルが 2006 年 1 月に発表した米国の精神障がい者の死刑に関する報告書 (<http://web.amnesty.org/library/Index/ENGAMR510032006>)に含まれている。米国で 1977 年以降に処刑された人のうち少なくとも 1 割に重度の精神障がいがあったことがわかっている。米国では精神に障がいのある人びとの執行を憲法で禁止しているが、これは最低限の保護にすぎないとアムネスティの報告書は結論している。

致死注射の問題

4 月 26 日、米連邦最高裁はフロリダ州のクラレンス・ヒル死刑囚のケースについて口頭審問を開いた。死刑囚が通常の上訴手続の一貫としてではなく、人権訴訟として、致死注射の合憲性について異議を申し立てることができるかどうかという手続上の問題が争われている。

ここ数年間、フロリダ州の致死注射は、適法であるかどうかをめぐる論議の焦点となっていた。致死注射による処刑の最中、死刑囚は長く苦痛を感じるが、使用する薬物の組み合わせが原因で、この苦痛が外から見えない可能性がある、医学的あるいはその他の証拠が示している。

司法の判断が統一されないため、死刑事件の手続にもまた一貫性がない。執行延期になるケースもあれば、そうならず処刑されるケースもあるが、なぜ死刑囚によってこのような差があるのかについて法律上の原則がない。今のところ、米連邦最高裁は致死注射の合憲性についての異議申し立てを直接審理することを拒否している。判事たちがこの問題を審議する準備ができていないからだという。

5 月 2 日、オハイオ州でジョセフ・ルイス・クラーク死刑囚の処刑の際に、致死注

射にもっとも適している静脈を見つけるのに 20 分以上もかかり、執行終了までに 86 分を要した。オハイオ州立大学医学保健部の外科の助教授であるジョナサン・グローナー博士は、クラーク死刑囚の死刑執行について、「偽りの医療行為である致死注射が持つひどいジレンマをあらわしている。一方では、致死注射という「医学的な」殺害方法が、人間の不手際によって拷問となる。またもう一方では、医師や看護師が執行に関与することは、この職業の基本倫理に反する。」と語った。

短 信

ボツワナ

4 月 1 日、モディサネ・ピンが秘密処刑された。彼は殺人で死刑判決を受け上訴裁判所（最高裁）で確定していた。執行が迫っているという通知はなく、ピンの家族は執行の直前にも直後にも彼に会うことができなかった。家族はラジオで執行を知った。

赤道ギニア

4 月 20 日、中南部県の中心都市エヴィナヨンで、フェルナンド・エソノ・ヌジェングが公開銃殺刑に処せられた。彼は 2004 年初頭に殺人罪で死刑判決を受けていた。赤道ギニアでは、殺人に対しては絶対刑として死刑が言い渡される。死刑の執行は 2004 年 12 月以来だった。

フランス

1 月 3 日、シラク大統領が憲法評議会に対し、死刑を正式に憲法から削除するつもりだと宣言した。フランスでは 1981 年に当時のミッテラン大統領が法律上で死刑を廃止したが、憲法は修正されないままであった。憲法から死刑を削除することで、廃止は完全なものとなる。

2002 年、フランスは欧州人権条約第 13 議定書（死刑を全面的に禁止）を批准した。しかしまだ国連自由権規約第二選択議定書（死刑廃止条約）には署名していない。

イラク

3 月 9 日、13 人の男性が処刑された。罪状は「テロ行為」だった。このうち 1 人はシュカイル・ファリドという元警察官だが、このケースについてそれ以外にはわかっていない。

リベリア

2005 年 9 月に死刑を廃止したことを受けて、2005 年 12 月、集団レイプに適用されていた死刑が終身刑に変更された。

パプア・ニューギニア

謀殺に対する死刑が 1991 年に再導入されたが、ビレ・キミソパ新法相は、死刑に反対の立場を明らかにした。キミソパ法相は、「国民を殺すことは私の日程にはない。私は死刑を廃止するために活動する」と述べた。

1997 年に死刑判決を受けていた 3 人の男性が終身刑になった。上訴裁判所は、審理を担当した判事が誤って死刑を適用したと判断した。

プエルトリコ

5月5日、プエルトリコ最高裁は、プエルトリコ人のホアン・マルティネス・クルスを殺人事件の裁判のために米国のペンシルバニア州に引渡してもよいと裁定した。

2005年10月17日、上訴裁判所は、ペンシルバニア州には死刑制度があることを理由に引渡さないと裁定していたが、最高裁はこれを覆した。プエルトリコでは死刑は1929年に廃止されている。

死刑に関する統計 存置国と廃止国	
全面的に廃止した国	86
通常犯罪についてのみ廃止した国	11
事実上の廃止国	27
廃止国合計	124
存置国	72

(森本 真由美 訳)